

# 受講生募集

受講料  
**無料**  
4カ月コース定員30名

# 旅行観光業務エキスパート養成科

21世紀は観光が世界の  
基幹産業になるだろうと  
予測され、我が国も政府  
の重点施策に挙げている！  
いま旅行業界も多くの  
優秀な人材を必要としている。



<合格実績>



## 【訓練情報】

### 【訓練期間】

平成23年 6月24日（金）開講

平成23年 10月21日（金）修了

### 【訓練時間】

9:30~16:20 月~金

### 【募集期間】

平成23年 4月25日（月）開始

平成23年 6月9日（木）終了

### 【選考日】

平成23年 6月10日（金）

### 【選考結果通知日】

平成23年 6月10日（金）

## 【教材】全16冊（貸与分含む）

□Word レイアウトテクニック、 □「総合旅行業務取扱管理者」 □科目別速習問題（総合）、 □平成22年度総合試験問題、 □平成22年度国内試験問題、 □科目別速習問題（国内）、 □旅行業英語（CD付） □旅行業法・旅行業約款、 □運送・宿泊約款、 □国内運賃・料金、 □国内観光資源、 □出入国法令と実務、 □国際航空運賃・料金、 □海外観光資源、 □海外旅行実務、 □旅行英語

## 【資格取得】（要受験）

□総合旅行業務取扱管理者（国家試験）  
22年度国家試験本校修了者 合格率64%（全国平均23.7%）

## 「総合旅行業務取扱管理者」国家試験

平成22年 本校修了者 → 合格率 **64%** 実績（全国平均23.7%） 対受験者比

### 【自己負担額】

テキスト代 12,675円

入校時指定テキストを購入していただきます。

### 【訓練の実施中止について】

応募者が最低実施人数に満たないコースについては、訓練の実施を中止する場合があります。

### 【訓練対象者】

- 短大卒以上の学力を有する者、または上記学力と同等と実施機関が認めた者
- 英検準2級程度の読解力を有する者
- Word・Excelの基礎的知識を有する者

## 【実施機関】

NPO法人リ・クリエイション21

TEL：043-244-0014

URL <http://www.recre21.jp>

担当 穴倉・関根

・JR千葉駅・都市モノレール駅 各徒歩4分  
・京成千葉駅・京成千葉中央駅

お申込み・お問い合わせ！ 現在の住所、又は居所を管轄する **ハローワーク** まで  
お問い合わせください。

## ■ 申込から選考までの手順は、下記の通りです。

認定番号：22-12-03-08-1514

①

・管轄ハローワークにて、求職相談及び進路指導を受けてから受講申し込みをしてください。  
(該当者には、受講申込書が交付されます)

②

・リ・クリエイション21選考予約先にTELをください。  
(選考会場・集合時間の確認)

③

・選考当日：集合時間までにお集まりください。  
(ハローワークにて手続き済みの受講申込書を持参)

## 旅行観光業務エキスパート養成科

### 募集定員

定員30名  
面接試験を実施します。

### 選考予約先

NPO法人リ・クリエイション21 社会人教育研修センター  
**TEL：043-244-0014** 宍倉・関根まで  
受付時間：9:00~19:00 (但し、土日・祭日を除く)

### 訓練実施機関 及び選考会場

NPO法人リ・クリエイション21 社会人教育研修センター  
〒260-0027 千葉市中央区新田町2-19 岩澤ビル2F (TOYOTA レクサス先き並び)  
JR千葉駅・京成千葉駅・京成千葉中央駅・都市モノレール駅 各徒歩4分

### 詳細確認は 右記HPへ

<http://www.recre21.jp>  
詳細情報は、上記ホームページでも確認出来ます。



＜研修センターアクセスご案内＞

## 【訓練・生活支援給付金】 下記の資格要件に該当される方に支給されます。

職業訓練を受講している間、該当される方には生活支援給付金が支援されます。

□ 扶養者のいる方：12万円 (借入希望者は、プラス8万円)

□ 上記以外の方：10万円 (借入希望者は、プラス5万円)

借入は別途申請手続きが必要です。  
訓練修了後6ヶ月以内に就職された方は、  
借入額の半分は返済免除されます。

※ 遅刻・欠勤・早退等で訓練への出席率が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※ 一定の要件を満たされた方に支給されます。(下記参照) 詳細は「ハローワーク」にてご相談ください。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練又は公共就業訓練を受講する方
- ② 雇用保険求職者給付、職業転換給付金の就業促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③ 世帯の主たる生計者である方 (申請時点の前年の状況によります)
- ④ 申請時点で年収見込み200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資金 (預貯金) 800万円以下である方
- ⑥ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧ 職業安定資金融資 (常用就職活動費) 等及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方